被災車両 廃車手続きの流れ

車両所在判明

車両所在不明

廃車の手続きを進める為には、以下の書類一式が必要となります。

廃車の手続きに必要な書類

- 1. 車検証
- 2. 印鑑証明書 <u></u> 必要がございます。
- 3. 譲渡証
- 弊社から送付する
- 4. 委任状
- こちらの書類に必要事項を ご記入となります。

取り寄せて頂く

5. 同意書

- •注意1:
- 車検証と印鑑証明書の住所が同一でない場合は、 更に記載のない前住所の記述がある住民票、 または戸籍付表の取り寄せが必要となります。
- •注意2:

ナンバーがある場合は、各陸運局へ返却となりますこと、ご了承下さい。



書類一式 送付

※印鑑証明書、及び住民票等入手が困難な場合は、 別途「申立書」のご記入が必要となります。 書類一式 送付

車両引上げ



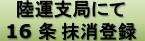
弊社の敷地内へ車両を移動し、 厳重に保管致します。

陸運支局にて 15条、16 条 抹消登録



15条抹消登録 ... 永久抹消登録 16条抹消登録 ... 一時抹消登録

所有者様へ報告、 抹消謄本の発送 自動車税を一刻も早く止める為、 車両の所在が不明のままでも、 先行して書類の手続きを 進めさせて頂きます。



・(所有者様が) HPなど利用し、 車両追跡



所有者様へ報告、 抹消謄本の発送

※手数料などにつきましては、原則として所有者様のご負担はございません。 (引上げ困難車両は別途ご相談となります)